様式　７

**特定疾患治療研究事業委託契約書**

　北海道（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく特定疾患治療研究業務について、次の各条により契約を締結する。

第１条　甲は特定疾患治療研究事業の治療研究事業（以下「委託事業」という。）の処理　　　を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第２条　対象疾患は、実施要綱第３に定めるものとする。

第３条　対象患者は、実施要綱第４に定めるものとする。

第４条　この契約に基づき乙が処理すべき委託事業の内容は、実施要綱第７に定めるもので、次の各号に掲げるものとする。

　（１）診察

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）医学的措置、手術及びその他の治療並びに施術

（４）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（５）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（６）食事療養

（７）指定訪問看護又は指定老人訪問看護

第５条　乙が行った委託事業に係る費用のうち、甲に請求することができる額の算定方法　　　は実施要綱第５の２に定めるものとする。

第６条　乙は、委託事業に要した費用を甲に請求するときは、実施要綱第１１の１に定める方法によるものとする。

第７条　乙は、委託事業の処理状況に関し、甲が報告を求めた場合又は調査することを必　　　要とした場合には、これに協力しなければならない。

第８条　この契約の有効期間は、令和　年（ 年）　月　　日から令和　年（ 年）

　　　３月３１日までとする。ただし、期日満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれか一方から解除の意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に１年間契約を更新したものとみなし、以後も同様とする。

２　この契約の有効期間内にあっても、甲又は乙のいずれか一方から解除の意思表示がなされた場合はこの契約を解除する。

第９条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１　　　通を保有するものとする。

令和　年（ 年）　　月　　日

甲　北　海　道

北 海　道　知　事　　鈴　木　直　道

　　　　　　　　　　　　乙　開設者住所

　　　　　　　　　　　　　　開設者（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　印

医療機関住所

医療機関名称　

　　　　　　　　　　　　　　保険医療機関コード　**〔　　　．　　　　．　　〕**